

令和 5 年 度

小 山 市 弓 道 場 整 備 基 本 計 画

令和 5 年 9 月

小山市・小山市教育委員会

# 目次

1. 策定の目的 .....	P 1
2. 上位計画・関連計画との関係 .....	P 2
3. 現施設の概要と課題 .....	P 5
4. 整備の基本的な考え方 .....	P 9
5. 整備計画概要 .....	P 10
6. 事業費及び資金計画 .....	P 19
7. 事業手法の検討 .....	P 19
8. スケジュール .....	P 19
9. 参考資料 .....	P 20

## 1. 策定の目的

弓道は、子どもから高齢者まで続けられる生涯スポーツのひとつであり、性別・年齢を問わず幅広い世代が交流しながら楽しむことができるスポーツです。

小山市営弓道場は昭和40年に建築され、以来58年にわたり利用されている建物で、老朽化や設備の機能不足が著しく、使い勝手の不便さなど様々な問題が指摘されており、小山市公共施設等マネジメント推進計画においても移転・解体の方向性が示されている施設となっています。

平成18年には、市立体育館建設と併せて弓道場も整備することが検討されましたが、最終的には市立体育館は単独で整備を進めていくことになりました。

そのため、現弓道場は現在に至るまで問題を抱えたまま利用されている状態であり、令和元年9月には、小山市弓道会から弓道場の整備に関する要望書をいただいています。

また、現弓道場は市役所西側駐車場内に位置しており、令和3年に新庁舎が開庁し分散した庁舎が集約された現在では、会議やイベントなどにより慢性的に駐車場の台数が不足している状況もあり、こうした面からも弓道場のあり方が課題となっています。

本計画は、日本の伝統武道である弓道の次世代への継承及び本市における弓道競技の振興に寄与することを目的に、市民にとって安心・安全かつ快適に利用できる新たな弓道場の整備を進めていくために策定するものです。

## 2. 上位計画・関連計画との関係

本計画の策定にあたっては、「第8次小山市総合計画」、「小山市スポーツ推進基本計画」、「小山市公共施設等マネジメント推進計画」を上位計画として、その目的に沿いながら具体的な取り組みを進めるための計画とします。

また、関連として、「スポーツ基本計画」(スポーツ庁)、「スポーツツーリズム基本構想」、「小山市国土強靱化地域計画」、「小山市都市計画マスタープラン」、「第3次小山市環境基本計画」、「小山市景観計画」、「国土利用計画小山市計画」、「小山市公共施設総合管理計画」、「小山市緑の基本計画」などの関連計画と整合性を図り基本計画を示していきます。

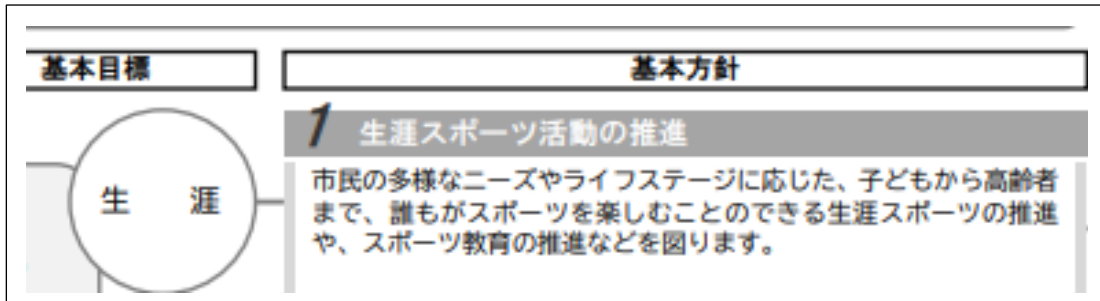
### (1) 第8次小山市総合計画

		次世代育成・教育文化	
3 未来を担う次世代の育成と 学び・文化を育むひとづくり			
3 多彩で個性ある市民文化とスポーツのまち			
3-5-3 スポーツ・レクリエーション			
<b>1. 地域に根ざした生涯スポーツの推進</b>			
1-1	生涯スポーツ活動の推進	「市民ひとり1スポーツ」の実現に向け、市民一人ひとりが、スポーツに対する関心を高めるため、小山市ラジオ体操会や各種スポーツ教室事業等を通じて、自ら生涯にわたって自分に適した運動やスポーツを見だし、日常生活の中で実践できる事業の展開を推進します。	
1-2	スポーツ・レクリエーション*情報のネットワーク*化と広報の充実	スポーツ立市*を広く普及させるため、広報紙・ホームページ・各事業所の掲示板などを活用した広報活動(P R活動)を推進するとともに、大会優秀者の表彰を行うなど、市民にスポーツ立市*の趣旨を啓蒙します。	
1-3	推進体制の整備	スポーツ推進委員*を活用し、市民と行政が協働*して生涯スポーツを振興するための推進体制を整備します。	
1-4	総合型地域スポーツクラブ*の創設・育成支援	地域におけるスポーツ指導者等の人材育成及び市民への普及推進を行います。	
<b>2. 市民の自主的・主体的な活動支援</b>			
2-1	スポーツ・レクリエーション*施設等の環境整備・充実	市民が気軽に運動やスポーツを楽しむことができるよう、市立体育館の活用、市営体育施設の改修・修繕などにより、市民が主体的にスポーツ活動を実践できる環境の整備・充実を図ります。	
2-2	スポーツ立市*関連事業	世界で活躍する本市出身のスポーツ選手を応援することで、夢や希望を育むとともに、本市を市内外に広くP Rします。また、自主的・主体的に大規模大会等を実施するスポーツ団体等に対する補助事業の充実を図ります。	
2-3	プロスポーツ交流事業	栃木ゴールデンブレーブス等のプロスポーツ団体を支援するとともに、市民デーやスポーツ教室などの機会を通じてプロスポーツ選手との交流事業を行います。	

## (2) 第3次小山市スポーツ推進基本計画

### 1-1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

多様化・高度化する市民のニーズを踏まえ、子どもから高齢者まで、市民の誰もがライフステージに応じて、スポーツ活動を通じた生きがいや健康づくり、体力づくりなどの目的を達成するため、気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備を推進します。

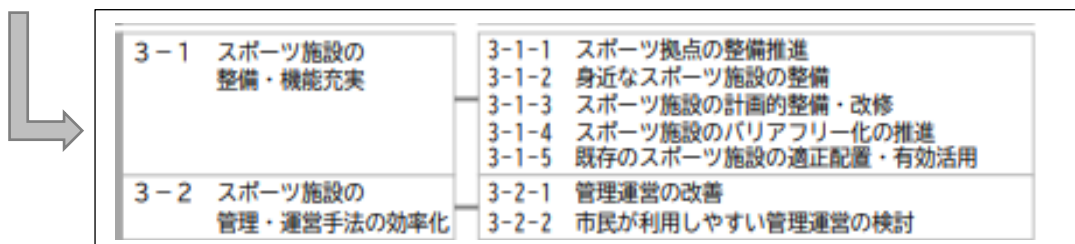
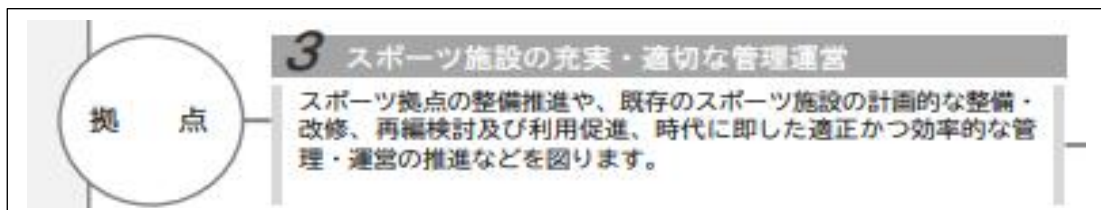


### 3-1 スポーツ施設の整備・機能充実

小山市の拠点となるスポーツ施設の整備を推進するとともに、誰もが利用しやすい安全で快適な施設環境を確保するため、既存のスポーツ施設のバリアフリー化や、施設の立地・老朽化状況等に応じた計画的な整備・改修、機能充実、適正配置・有効活用を図ります。

### 3-2 スポーツ施設の管理・運営手法の効率化

スポーツ施設の利用を促進し、誰もが利用しやすい環境を確保するため、利用者のニーズや利用状況、地域の特性等に応じた管理運営体制の改善や、管理運営方法の検討など、効率的かつ適正な施設の管理・運営を推進します。



## (3) 小山市公共施設等マネジメント推進計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を目的として、各施設の方向性を計画づけたもの。

第5章 公共建築物の再配置		
③スポーツ・レクリエーション系施設		
施設分類	マネジメントの方針	再編の方向性
弓道場	代替施設を検討する。	移転・解体

## (4) 小山市都市計画マスタープラン

「公園・緑地整備の方針」及び「都市防災に関する方針」

### ● 都市基幹公園\* 等【レクリエーション機能の充実・強化】

市全体の緑のネットワークの中心的拠点、憩いやスポーツ・レクリエーション機能を有する空間として、小山総合公園などの都市基幹公園\*等の適正な維持・管理、機能の充実・強化を図ります。

- 市民の憩いとスポーツ・レクリエーション拠点としての、小山総合公園、小山運動公園等の適正な維持・管理、機能の充実・強化

### ● 広場・ポケットパーク\* 【オープンスペース\* の確保】

公共施設や幹線道路等の整備とあわせて、また民間開発事業等における、有効空地確保、神社仏閣用地の活用などにより、市民の身近な憩いの場を確保し、魅力ある空間を形成します。

- 公共施設や幹線道路等整備にあわせたオープンスペース\* 整備
- 市街地における、街角広場やポケットパーク\*、アルコーブ\* 等オープンスペース\* の確保

### ● 避難路・避難場所【安全な避難施設の整備】

災害時の緊急輸送や避難経路の整備、並びに安全な拠点避難場所、緊急避難地となる公園・オープンスペース\* を確保します。

- 緊急輸送路や避難経路となる幹線道路や生活道路の整備・拡充
- 学校や公園など拠点的避難場所の確保・整備
- 緊急的な避難地となる身近な公園や広場、緑地、河川敷等のオープンスペース\* 確保

【出典：小山市都市計画マスタープラン 部門別整備方針】

## (5) 国土利用計画小山市計画

市土の利用に関する基本構想

その他公園・緑地・交通施設及びレクリエーション施設用地については、市民生活の質的向上や交流人口の増加及び栃木県の南都としての魅力の創出を図るものとして、自然環境の保全及び地域振興等に配慮しつつ必要な用地の確保に努める。

また、地域の安全確保のため警戒避難体制を強化する他、防災広場を整備し、避難所を近傍に確保する。

【出典：国土利用計画小山市計画 「利用区分ごとの市土利用の基本方向」及び「土地利用構想」】

### 3. 現施設の概要と課題

#### (1) 弓道場の場所

所在地:小山市中央町1丁目1番1号 小山市役所西側駐車場内

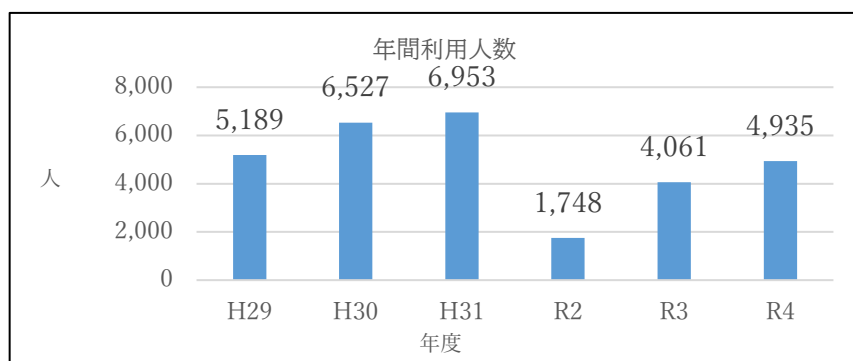


## (2) 利用状況

現在の弓道場は、主に小山市弓道会の会員や、白鷗大学の学生を中心に利用されており、平成31年度には年間6,953人の利用がありました。

令和2年度は、コロナ禍による施設利用制限や、外出自粛の影響もあり減少していますが、令和3年度以降は利用制限も解除され、令和4年度は4,935人となり、回復傾向にあります。年間の利用日数は361日であり、年間通してほぼ毎日利用されています。

昨今では、小山城南中学校弓道部の生徒も練習のため利用しており、小山市弓道場で練習を重ねた若者が、全国の舞台で活躍するなどの成果も出ています。



施設利用受付名簿の集計より

## (3) 現状と課題

### ① 施設の老朽化と耐震性

築58年を経過しているため建物や設備の老朽化が著しく、耐震性も懸念されています。

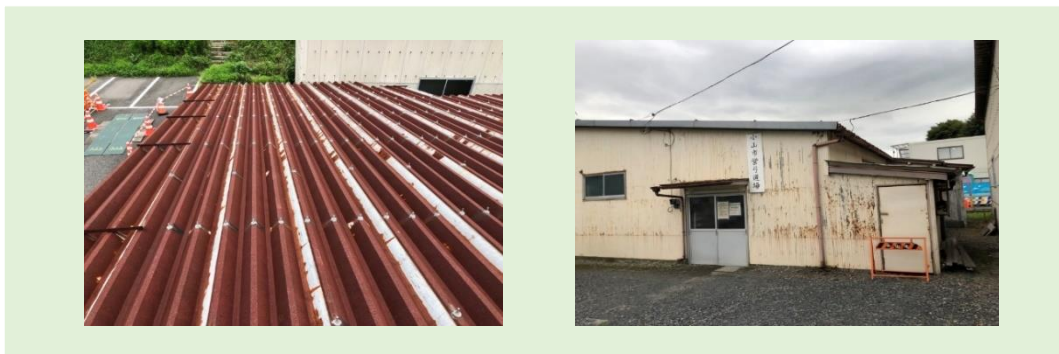
#### I. 弓道場全体の様子





## II. 屋根・外壁の様子

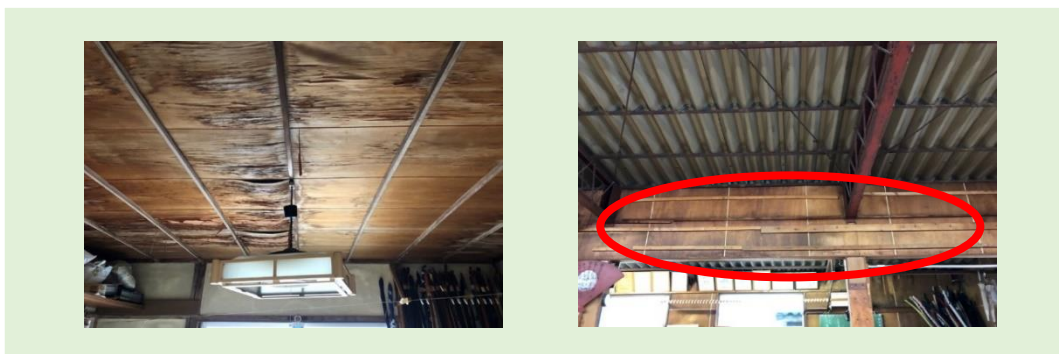
屋根鋼板は錆による腐食が全体に広がり、雨漏りが発生しています。  
外壁にも錆が見受けられます。



## III. 内部天井・壁の様子

雨漏り及び結露の影響で天井、壁に浮きや剥がれが生じ、板を打ち付けるなどして対応している状態です。

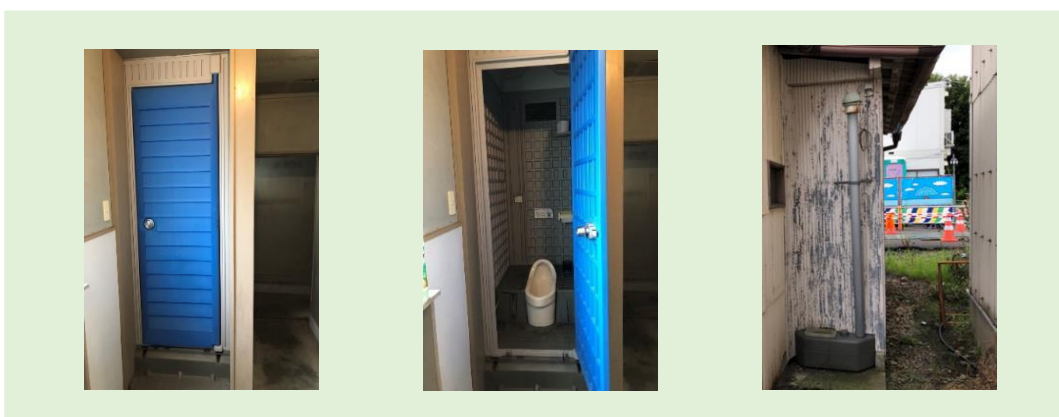
屋根や外壁の内側に断熱材が施工されておらず、夏季は室内が非常に暑くなりやすく、冬は非常に冷え込みます。



## IV. トイレ・更衣室の様子

トイレは男女兼用で1か所のみで、和式の汲み取り式のため、衛生面が懸念されます。  
また、トイレの廊下の出入口にも段差があり、バリアフリーとは程遠い施設です。

更衣室も男女兼用で4畳半1室のみで、カーテンで仕切り間に合わせて使用しています。



## ② 課題の整理(小山市弓道会へのヒアリングより)

### I. 現弓道場の問題点

- ・ 弓道には一連の動作(入場から退場までの歩数などを含め)があるが、現在のスペースでは狭すぎて正しい作法練習ができない。
- ・ 現弓道場の射場は標準で4人立ちしか出来ないことから、一度に練習できる人数が限られてしまい、練習場としての機能が不十分である。なんとか間隔を詰めて5人立ちとしている。
- ・ 中学校の下都賀地区大会等では、小山市の弓道場では開催が難しいことから、当番の際も近隣の弓道場を会場として借りて実施している。
- ・ 屋根が鋼板のため、夏場は気温が上がりやすく、冬場は冷え込みが厳しい。
- ・ 車いすの方が大会出場を希望されたが、射場へ上がることが出来ず、参加を見送ったなどの事例も報告されている。

### II. 整備場所に関する意見

- ・ 夜間練習の音などに配慮し、民家近くではない方が望ましい。
- ・ 弓道の性質上、できるだけ静かな場所であることが望ましい。
- ・ 小山城南中学校弓道部の生徒の利用も多いことから学校から離れていない方が望ましい。

### III. 新弓道場へ求めるもの

- ・ 使いやすさを重視してほしい。
- ・ 更衣室が充実していることが望ましい。
- ・ 障がい者も利用しやすい施設が必要とされている。
- ・ 大会を開催する際は最低でも6人立ちが必要。
- ・ 弓道には、近的競技(28m)と遠的競技(60m)があるが、遠的の練習場所が県内で1か所(宇都宮市西川田 栃木県総合運動公園ユウケイ武道館弓道場 遠的 6人立ち)しかないため、小山市の新しい弓道場で遠的練習場があると良い。
- ・ 夏場よりも冬場の環境が厳しい為、他市の施設を参考に、戸を閉めて矢を放てるような開閉式小窓の付きの戸や暖房設備を希望する。
- ・ 新しい弓道場の整備期間中も、現弓道場の利用者が稽古を中断することが無いようにしてほしい。

## 4. 整備の基本的な考え方

現在の弓道場は、前述のとおり建物の老朽化が著しく、耐震性の不足も懸念されることから、利用者の安全性が十分に確保されているとはいえません。トイレなどの衛生設備・空調設備などの機能不足も著しく、バリアフリー化もされておらず、使い勝手が悪く利用者のニーズに応えられていない状況です。

また、現位置の弓道場は周囲を駐車場に囲われており、競技の特性上求められる静かな環境とは言い難く、万が一施設外に矢が飛び出してしまった場合の安全性も懸念されます。現在地で建て替えを行う場合はこれらの課題が残るほか、市内に代替施設が無い場合弓道場を利用できない期間が長期化することや、市役所・文化センターでの会議やイベント時の駐車場不足も解消されないといった問題もあります。

これらを踏まえ、新たな弓道場整備の基本的な考え方については、

- ① 施設の整備基準に則り、正しい作法練習ができる十分なスペースや利用人数に適した射場の間口を確保し、適切な弓道競技を行える施設として整備する。
- ② 更衣室・ロッカー・トイレ等の付帯施設の充実、冷暖房等の設備機能の強化及びバリアフリー化を図り、誰もが安心・安全に利用できる施設とする。
- ③ 競技者が集中できる静かな環境で周辺の安全性にも配慮した場所へ整備する。
- ④ 現在の弓道場の利用停止期間が生じないよう整備を進めていく。

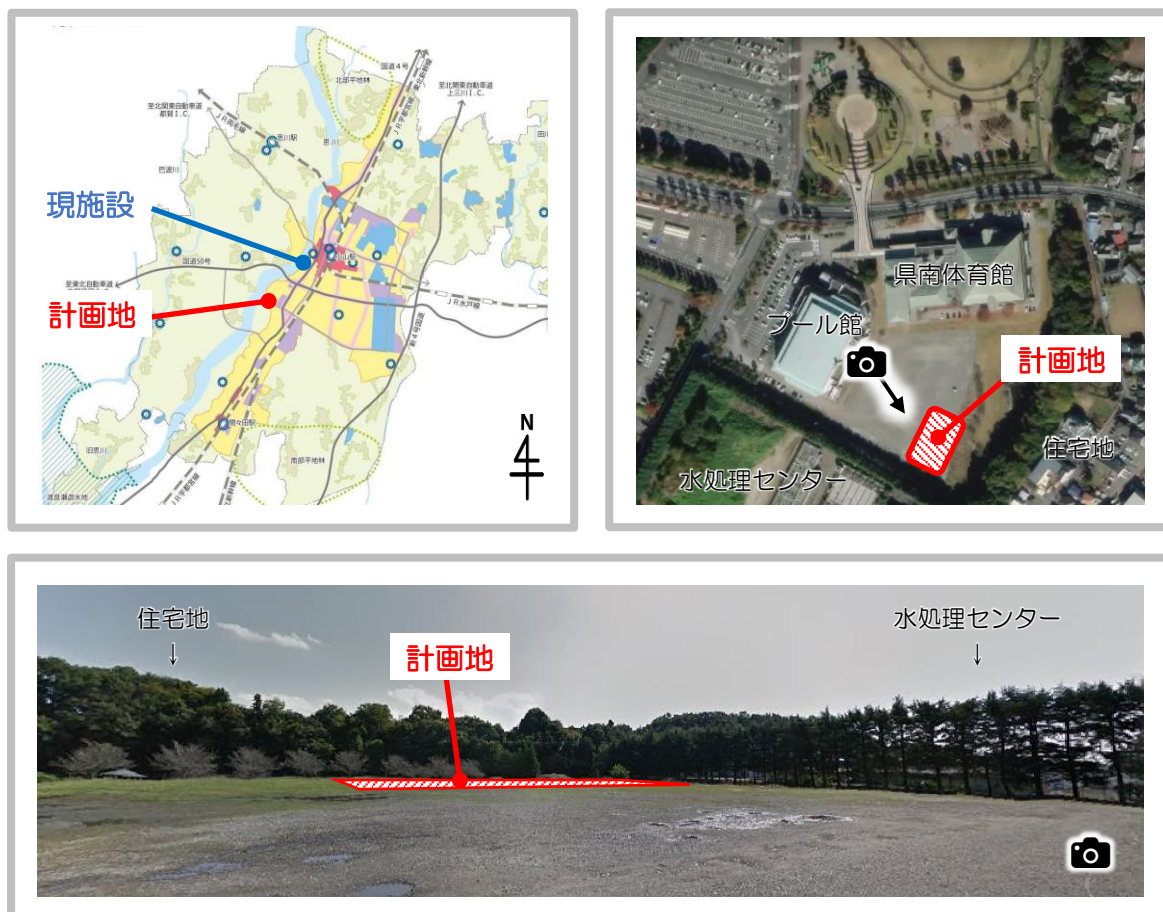
とし、これらを実現するため、移転・新築を基本的な整備方針とします。

## 5. 整備計画概要

### (1) 計画地

新たな弓道場の整備予定地は、県立県南体育館南側の市有地(小山総合公園内)とします。

- ・ 所管：小山市（公園緑地課）
- ・ 面積：約 9,390 m<sup>2</sup>（2022年栃木国体で仮設駐車場として整備 約 345 台分）



### (2) 計画地の選定理由

#### ① 市有地である

市有地のため、土地の使用に関する手続きや制約が少なく、早急に対応が可能です。  
また、土地購入費もかからないことから費用が抑えられます。

#### ② 騒音・振動が少ない

計画地の周囲は県南体育館や温水プール館、水処理センター、山林に囲まれた閑静な場所です。住宅地からも一定の高低差と距離があり、相互に騒音・振動の問題が生じにくいと考えられます。

#### ③ 周囲の安全性が確保しやすい

万が一施設外に矢が飛び出しても、的場(的を置く建屋)の周囲は人の往来が少なく、周囲の安全性が確保しやすいです。

#### ④ アクセスしやすい

周辺道路は整備済みで、かつ、現況が広い駐車場であることから、自家用車はもとより、大会開催時の大型バスにも対応できます。小山駅からの距離は現在の位置よりも離れますが、おーバスでのアクセスが可能です。（「温水プール館前」が最寄りのバス停です。）

主に活動している白鷗大学及び小山城南中学校からもアクセス可能な距離です。（白鷗大学本キャンパス及び大行寺キャンパスから約4km、小山城南中学校から約3km。）

なお、弓の持ち運びについては利用者の負担が懸念されることから、新施設内での弓の保管について検討します。

### (3) 敷地分析

計画における法令規制及びその対応について、以下のとおり整理します。

#### ① 都市公園法、小山市都市公園条例

対象		条件
建蔽率	運動施設、 休養施設	敷地の 10% 〔 189,282*0.1= 18,928.20 m <sup>2</sup> 18,928.20 - 既存施設 13,162.16 = 残 5,766.04 m <sup>2</sup> 〕
	上記以外 の施設	敷地の 2% 〔 189,282*0.02= 3,785.64 m <sup>2</sup> 3,785.64 - 既存施設 623.54 = 残 3,162.10 m <sup>2</sup> 〕
運動施設の敷地の 割合		敷地の 50% 〔 189,282*0.5= 94,641.00 m <sup>2</sup> 94,641.00 - 既存施設 13,162.16 = 残 81,478.84 m <sup>2</sup> 〕

※ 都市公園法上の敷地面積は公園全体の公告面積を用いています。

※ 運動施設・休養施設：県立県南体育館、県立温水プール館、森の家デイキャンプ場

※ 上記以外：サイクリングセンター、トイレ

※ 既存施設は公園再整備事業に伴い増減する可能性があります。

#### ② 建築基準法

対象	条件
建蔽率	敷地の 60%
容積率	敷地の 200%
建築物の高さ制限	道路斜線、隣地斜線、日影規制

※ 建築基準法上の敷地の設定は基本設計時に検討します。

③ 都市計画法

市街化調整区域の公園に該当しますので、0.3ha以上の宅地開発等にあたり事前協議を必要とします。その他、消防水利、地盤、擁壁、給排水について検討が必要です。

④ 消防法

計画地の半径140m圏内には消防水利が無い為、新たな設置の検討が必要です。

⑤ 駐車場法

駐車料金の徴収は行わない計画とします。駐車マス寸法や車路、入口の幅員等は、利用者が円滑かつ安全に走行することができるようにします。

⑥ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)

バリアフリー新法、関連した公共交通移動円滑化基準に従い、歩道や勾配、高低差の設定を行うことで、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した施設とします。

⑦ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)

施設の運営にあたり、太陽光発電システムの導入を検討するなど、省エネルギーに努めるものとします。

⑧ 小山市地区計画条例、小山市地区まちづくり条例等

計画地は、地区計画条例、地区まちづくり計画または整備計画が策定された区域には該当しません。

⑨ 小山市みどりのまちづくり条例等

対象	条件
緑地の面積	敷地の10%

※ 都市公園法上の敷地面積は公園全体の公告面積を用いています。

※ 公園再整備事業と併せて検討します。

#### (4) 施設の整備基準等

以下の資料に基づき計画します。

- ① (公財)全日本弓道連盟「弓道競技規則」(以下「競技規則」という。)
- ② (公財)全日本弓道連盟「弓道競技運営要領(運営マニュアル)」(以下「運営要領」という。)
- ③ (公財)日本スポーツ施設協会「屋外スポーツ施設の建設指針」(以下「建設指針」という。)

上記①～③の主な基準を以下にまとめます。

##### 1. 射距離

- ・ 近的競技 … 28m
- ・ 遠的競技 … 60m

##### 2. 射場

###### (1) 射場の広さ

###### ① 射場の間口

- ・ 射手相互の間隔 … 近的 : 標準 1.8m(1.6~2.0m)  
遠的 : 標準 1.6m(1.4~1.8m)

※全日本弓道連盟の大会以外では任意である。(建設指針)

※公共施設や学校で多数が使用する場合は1.5m程度(建設指針)

- ・ 選手1番と脇正面審判席の距離 … 1.8m以上
- ・ 選手落番と後方壁の距離 … 1.4m以上

###### ② 奥行

- ・ 射手の前面 … 2.1m (運営要領P17図Ⅱ-1)  
( 1.2~1.8m (建設指針) )
- ・ 射手の後方 (運営要領)
  - ・ 射位と本座の距離 … 近的 : 標準 2.0m  
遠的 : 標準 1.1m

- ・ 本座と後方競技役員席の距離 … 近的 : 3.0m以上  
遠的 : 4.0m以上

- ・ 射手の後方 … 最低 3.6m必要 (建設指針)  
※公共施設や学校で多数が使用する場合は後方4~6m、さらに控えの席として2m程度の広さが必要。

###### (2) 床 (建設指針)

- ・ 板張り(檜板が理想)
- ・ 原則として床面と安土の地表面は同一な水平面である
- ・ 床の高さは24cm ないし30cm 程度上げることが好ましい
- ・ 床下には防湿措置を施し、床面に湿気がおよばないようにする

(3) 天井の高さ

- ・ 標準 4m (3.8m以上) (運営要領)

※  $1.9(\text{身長})+0.3(\text{手})+1.4(\text{弓})+0.2(\text{余裕})=3.8\text{m}$

- ・ 最低 4m必要 (建設指針)

※ 2.21m(7尺3寸基準)の弓を使用して真っ直ぐに打ち起こした場合を想定

(4) 射場の軒先

- ・ 軒先幅 … 1.2m~1.5m程度必要 (建設指針)

- ・ 行射口(射場前端開口部)の高さ : 標準 2.7~3.0m(2.5m 以上) (運営要領)

- ・ 軒高 … 床面から 2.3m程度必要 (建設指針)

※ 雨が強く降って吹き込んでも床が濡れない程度

※ 軒下には水はけのための排水溝を考慮すべき

(5) 入退場口の間口

- ・ 標準 2.4~2.7m(1.8m以上) (運営要領)

3. 的場 (建設指針)

(1) 近的競技の的場

① 屋根

- ・ 射場の間口より両側に各々50cm の広さを取ることが望ましい

② 軒高

- ・ 最低 2m程度必要

③ 安土形成

- ・ 砂を 1.5m程度の高さに盛る
- ・ 奥行は下縁から 1.8m程度
- ・ 前方に下縁から 1.5m程度の広さで砂・土・芝等で仕上げた空域面を設ける
- ・ 安土の周囲は、コンクリート壁またはブロック壁で土留をする
- ・ 安土後部の上方の隙間は板壁とし、射損じた矢の損傷を防ぐ
- ・ 安土の深部は、土のうや粘性土などで崩れにくい築造とする
- ・ 安土の表部は、小石などの混じらない細めの砂で仕上げる
- ・ 砂にはおがくずを 20%程度混合して、保湿性を持たせ砂の崩れを防ぐ

④ 標的

- ・ 地表面から標的中までの高さを 27cm とし、後方に 5 度傾ける
- ・ 標的の間隔は射手相互の間隔と同一とする
- ・ 標的は2種類あり、採点性競技の場合は霞的、的中制競技の場合は星的または霞的

(2) 遠的競技の的場

① 競技場

- ・ 競技場が大規模になるため安全措置を施して広場等で行うことが多い。



## ② 標的

- ・ スタンドを設けてマットまたは畳などを載せ、その上に的紙を貼る方法が多い。
- ・ 地表から標的中心までの高さは 97cm とし、後方に 15 度傾ける。

## 4. 矢道および矢取道（建設指針）

### (1) 矢道

- ・ 単に的までの距離を確保するだけでなく、競技者の視覚上重要な空間であるため、柔らかく映る芝生の舗装が望まれる。
- ・ 矢道の中に射そこなった矢による危険防止のために矢よけを設置することもある。
- ・ 矢よけは、安土の間口と同じ幅で両側に柱を立て、その間に 2.3m 程度の高さから上に 1.0m～1.2m のものを設けるが、射場から見て的場の軒先を見通す線が矢よけの下端となるものとする。両側の柱間にワイヤーを渡して細目の防矢ネットを吊り下げることが一般的である。

### (2) 矢取道

- ・ 歩行回数が多いので平板敷とするか平板を芝生の上に飛石状に設けることが多い。
- ・ 片側のみの場合は、的場に向かって左側に設置する。

## 5. 付帯施設（建設指針）

### (1) 審判席

- ・ 机や椅子を置けるスペースがあることが望まれる。

### (2) 控え席

- ・ 射場の後方に設ける場合と審判席の後方に設ける場合がある。

### (3) 巻藁室

- ・ 基本稽古用として巻藁での稽古は重要で、射場近くに設けられることが多い。
- ・ 特定の場所に固定出来ない場合、移動できる巻藁台で屋外や射場の安全な場所で行うこともできる。

### (4) 道具室

- ・ 弓具や他の備品を収納する場所で、弓具は湿気を嫌うため、場所や棚など注意が必要である。

### (5) 更衣室

- ・ 更衣室には、トイレ、シャワー、洗面所が附属することが望ましい

## 6. 方位（建設指針）

射場は「南矢落本儀なり」として南向きに位置することになっている。的場が北向きになることで安土の砂が湿り気を保ち崩れにくくするためである。また、射場が南向きになることで冬場の冷え込み時でも日当たりがよい。敷地条件によっては東南向きでも不都合はない。

遠的競技のように屋外でおこなわれる場合、射手が太陽の光を目に直接受けることのないよう的場を北側に配置することが望ましい。

## 7. 給排水施設（建設指針）

### （1）給水施設

- ・ 的場の両端に、安土の砂の乾きすぎを防ぐため散水栓を設ける必要がある。
- ・ 射場の近くに手足洗場を設けると的場の散水栓と共に清掃、矢道の芝生の散水にも利用できる

### （2）排水施設

- ・ 射場、的場等の建物の屋根から雨水、矢道の雨水排水等が必要である。
- ・ 的場前に排水溝を設ける場合は、矢が当たっても矢が損失しないよう排水溝に工夫が必要である。

## 8. 照明設備（建設指針）

- ・ JISのスポーツ照明基準(JIS Z 9127-2020)を参考に決定する。

## （5）施設規模の検討

市民からの要望や近隣市町の施設を参考に、以下のとおり施設の機能及び規模を設定します。

※ 県内施設の概要は、参考資料を参照

### ① 諸元表

名称	概算面積
① 競技会場 ・ 近的(28m)的場：近的6人立ち(間隔 1.8m)を基本として想定 ・ その他付帯施設 (玄関、選手控室・通路、役員控室・会議室、審判席、倉庫、更衣室、トイレ、多機能トイレ、矢道、矢取り道、的場、看的所等) ※弓の持ち運びの負担軽減を考慮し、更衣室には弓の保管場所を検討します。	19m×42m＝ 約 800㎡
② 観覧席：設置を想定 ※ 規模や付帯施設(屋根・ベンチ等)の有無は基本設計にて検討します。	2m×20m＝ 約 40㎡
③ 遠的(60m)練習場：屋外設置を想定 ※ 立ち数や付帯施設の有無は基本設計にて検討します。	10m×70m＝ 約 700㎡
④ 駐車場及び通路 計画地は現状が砕石敷きの臨時駐車場であることから、公園再整備事業と併せて駐車場及び通路部分の整備を検討します。	未定
合計	約 1,540㎡

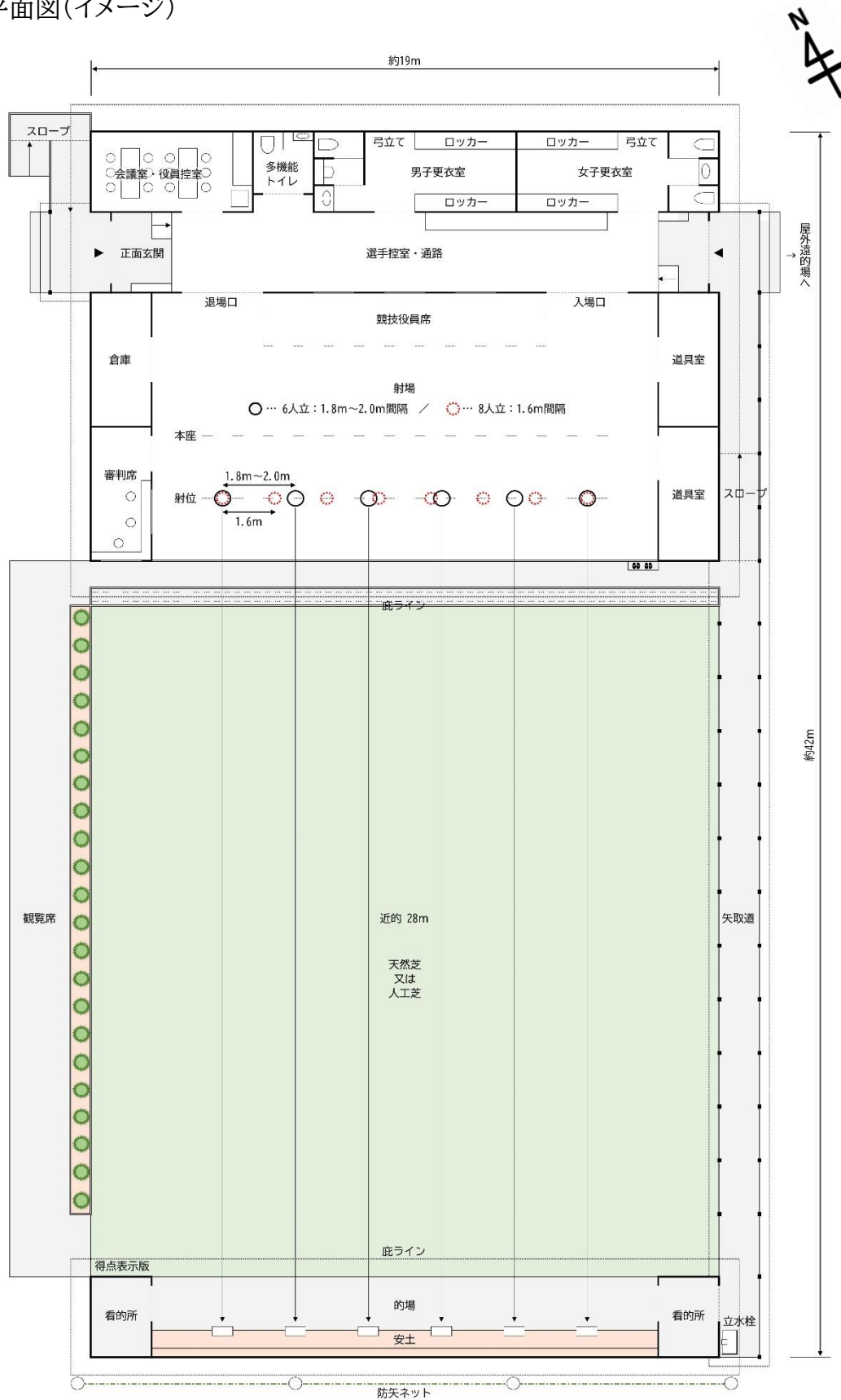
② 配置図(イメージ)



※ 建築基準法上の敷地の設定は基本設計時に検討します。

※ 駐車場及び通路の舗装等の整備は、公園再整備事業と併せて検討します。

③ 平面図(イメージ)



※ 近的競技場の東側に屋外の遠的練習場を想定します。

## 6. 事業費及び資金計画

本計画の概算工事費を他の類似施設を参考に算出すると、全体工事費は、約2億円と見込んでいます。

本事業に利用可能な交付金として、「社会資本整備総合交付金」の活用を想定しています。(計画期間:令和6年~10年)。補助率は 1/2 となり、交付を受けた場合の市の負担は、約1億円となる見込みです。

社会資本整備総合交付金の要件を満たさない場合は、学校施設環境改善交付金やスポーツ振興くじ助成金(toto)などの補助金活用を検討します。

資金計画については、整備手法及び管理運営手法とも関連が深いことから、ランニングコストの面も含めて費用対効果や市の負担の縮減を踏まえて検討するものとします。

## 7. 事業手法の検討

新たに整備する弓道場は、隣接した既存の県南体育館等の管理・運営体制に含めて維持管理していくことが効率的と考えられることから、市が設計・工事をそれぞれ発注して施設整備を行い、完成後は県南体育館等の維持管理運営体制と一体化することを予定しています。

なお、今後の小山総合公園再整備事業の方向性によっては、PPP/PFI/Park-PFIなどの官民連携手法も検討していきます。

## 8. スケジュール

計画地において整備を進めていくにあたり必要となる各種関係機関との協議や所要の手続きに要する期間を見込み、以下のスケジュールを想定しています。

実施年度	業務内容
令和5年度	(1) 第4次小山市スポーツ推進基本計画への位置づけ (2) 小山総合公園再整備事業への位置づけ (3) 補助金・交付金等の活用に向けた調査、資料作成
令和6年度	基本設計・実施設計
令和7年度	新弓道場建設工事
令和8年度	新弓道場供用開始 ・ 旧弓道場取壊し

## 9. 参考資料

### (1) 小山市弓道会要望書(令和元年 9 月 4 日)

小山市長 大久保 寿夫 様

#### 小山市弓道場について

日頃より、小山市弓道会の活動について、深いご理解とご支援を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

現在の小山市弓道場は、市中心部にあり利便性も良く、永年にわたり、他県を含む多数の弓道愛好家に利用させて頂いておりますが、既存の建物の経年劣化・老朽化は如何ともし難く、車イス利用者の道場使用は難しい構造となっております。

さて、今般、現弓道場は、小山市役所新庁舎及び駐車場の整備に伴い、解体・撤去を行う計画があるとのお話を承り、現弓道場を利用している者が稽古を中断することなく、増えつつある高齢者、主婦層、そして障害者が活用しやすい小山市弓道場の整備を要望いたします。

何卒特段のご配慮を賜りようお願い申し上げます。

令和元年 9 月 4 日

小山市弓道会長

安倍 照雄

## (2) 県内弓道場一覧・集計

### ① 一覧

令和5年5月31日現在

No	施設名	住所	近的	遠的	設置年
1	ユウケイ武道館弓道場	宇都宮市西川田 4-1-1	12	6	R1
2	宇都宮市弓道場	宇都宮市屋板町 231-1	10		H4
3	下田原運動場弓道場	宇都宮市下田原町 3434	5		S54
4	足利市民武道館弓道場	足利市西砂原後町 1156	9		H2
5	栃木市総合運動公園弓道場	栃木市川原田町 760	8		H5
6	栃木市弓道場	栃木市万町 25-16	3		S28
7	栃木市大平武道館弓道場	栃木市大平町大字蔵井 2001-1	5		S55
8	栃木市藤岡弓道場	栃木市藤岡町大字藤岡 1788	5		H7
9	つがスポーツ公園弓道場	栃木市都賀町家中 4785-3	4		H4
10	佐野市運動公園弓道場	佐野市赤見町 2130-2	6		H9
11	御殿山公園武道館弓道場	鹿沼市今宮町 1666-1	5		S60
12	鹿沼市粟野トレーニングセンター弓道場	鹿沼市口粟野 1773	4		S57
13	小山市菅弓道場	小山市中央町 1-1-1	4		S40
14	真岡市ハイトラ運動公園弓道場	真岡市小林 1900	10		H29
15	大田原市弓道場	大田原市美原 1-1-4	6		S48
16	矢板市弓道場	矢板市本町 2-22	6		S62
17	キョクトウ三島スポーツパーク	那須塩原市三島 5-1	5		S53
18	さくら市喜連川弓道場	さくら市喜連川 4399-2	6		H4
19	南那須弓道場	那須烏山市岩子 141	5		H13
20	烏山弓道場	那須烏山市中央 2-17-1	5		S50
21	下野市石橋弓道場	下野市大字上大領 141	5		H14
22	下野市国分寺静思館	下野市川中子 1055	5		S61
23	上三川町弓道場	上三川町大字上三川 4270	4		S56
24	益子町総合運動場弓道場	益子町大字益子 3667-3	5		S40
25	市貝町武道館弓道場	市貝町大字市埜 116	5		S63
26	芳賀町総合運動公園弓道場	芳賀町大字祖母井 1631-1	5		S56
27	壬生町総合運動場弓道場	壬生町大字壬生甲 3828	3		S61
28	野木町弓道場	野木町大字丸林 571	4		S54
29	高根沢町民広場弓道場	高根沢町大字石末 1825	5		S63
30	那須町高原公民館弓道場	那須町大字湯本 199-14	4		S57
31	那珂川町小川弓道場	那珂川町小川 2524-11	3		S54
32	那珂川町御霊神社弓道場	那珂川町恩田 49	3		S59

② 集計

的場規模	近的		遠的	
	施設数	場所	施設数	場所
3人立ち	4	壬生町、那珂川町(2)、栃木市		
4人立ち	6	小山市、栃木市、鹿沼市、上三川町、野木町、那須町		
5人立ち	13	宇都宮市、栃木市(2)、鹿沼市、那須塩原市、那須烏山市(2)、下野市(2)、益子町、市貝町、芳賀町、高根沢町		
6人立ち	4	佐野市、大田原市、矢板市、さくら市	1	宇都宮市(県)
8人立ち	1	栃木市		
9人立ち	1	足利市		
10人立ち	2	宇都宮市、真岡市		
12人立ち	1	宇都宮市(県)		
計	32		1	